

■資料 1 1 非常用電源供給範囲

福祉総務課 PC:2 Pri:1	生活福祉課 PC:2 Pri:1	税務課 PC:2 Pri:1	収税課 PC:2 Pri:1
会計課 PC:2 Pri:1	環境衛生課 PC:2 Pri:1	子育て支援課 PC:2 Pri:1	介護保健課 PC:2 Pri:1
障がい福祉課 PC:2 Pri:1	こども未来課 PC:2 Pri:1	市民課 PC:2 Pri:1	保健医療課 PC:2 Pri:1
サーバー室 証明書自動交付機 SV:4 住基ネット SV:3 戸籍 SV:4 国保 SV:3 後期高齢者 SV:1 滞納整理 SV:1 土地評価支援 SV:1			
照明 全室・通路・階段	通信 通信・電話等		
空調関連機器 活動拠点室のうち必要なもの・厨房等	給水・排水ポンプ 全数		
厨房機器 冷蔵庫・冷凍庫	エレベーター 各バンクのうち1台	監視制御装置 中央処理装置等	
非常用エレベーター 全数	消火ポンプ・排煙ファン 全数	非常用照明・誘導灯 全数	
自動火災報知装置 全数	非常放送装置 全数	直流電源装置 全数	
発電機室給排気ファン 全数	発電機用補機 全数		

※PC：パソコン（台数は各課につき2台）

※Pri：プリンター（台数は各課につき1台）

※停電時に保安上、業務上、建物管理上必要な負荷等、防災用負荷、発電機運転に必要な負荷を発電機負荷とする。

表 発電機回路とする負荷（一般的な事務庁舎）「建築設備設計基準平成21年版」設計資料より

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容	甲類	乙類	
停電時に保安上、業務上、建物管理上必要な負荷等	照明	活動拠点室及び活動支援室:全灯数	○	-	
		活動通路:全灯数の1/2			
		一般事務室:1スパン1灯以上			
		一般諸室:全灯数の1/2~1/3			
		外来待合室,受付カウンター等:全灯数の1/1~1/2			
		一般廊下:全灯数の1/2~1/3			
	階段:全灯数	○	△		
	通信,連絡用機器	通信,連絡用機器等活動拠点業務に必要なもの	通信,連絡用機器等活動拠点業務に必要なもの	○	-
			電話,公衆電話,ファクシミリ,拡声,電気時計親機,テレビ共同受信(受像機用を含む。),インターホン親機等	○	△
		情報処理装置	業務の継続に必要なもの	○	△
		空調関連機器	活動拠点室及び活動支援室のうち必要なもの	○	-
			無窓の居室,厨房,湯沸室の給気・排気ファンの全数	○	△
		給水・排水ポンプ	全数(浄化槽を含む。)	○	△
		厨房機器	冷蔵庫,冷凍庫等必要なもの(なお,被災者への炊き出し電源が必要となる場合は別に加える。)	○	△
		コンセント	業務の継続に必要なもの	○	△
エレベーター		各バンクのうち1台	○	△	
監視制御装置	中央処理装置,伝送端末局等必要なもの(UPSを含む。)	○	△		
防災用負荷	非常用エレベーター	全数	○	○	
	消火ポンプ,排煙ファン	全数	○	○	
	非常用照明,誘導灯	全数	○	○	
	自動火災報知装置	全数(防排煙連動制御装置,シャッター等防災機器を含む。)	○	○	
	非常放送装置				
	直流電源装置	全数	○	○	
発電機運転に必要な負荷	発電機室給排気ファン	全数	○	○	
	発電機用補機	全数(燃料移送ポンプを含む。)	○	○	

備考 ○印:発電機負荷とすべきもの

△印:建物管理上,保安・防犯上,最低限の業務継続性等を検討して発電機負荷とするもの

-印:一般に該当しないもの